登録規程

長野県小学生バドミントン連盟 (以下本連盟) は本連盟規約 「第4章加盟及び登録」に基づき、加盟団体および会員の登録規程を定める。

第1章 加盟団体登録

第1条 団体登録

本連盟を構成する加盟団体は長野県に存する小学生のバドミントン団体であり、 次の手続きを終えなければならない。

(1) 登録に必要な文書の提出

新規登録の際に「団体作成申請兼誓約書」を提出し、以降、年度が変わっても「団体 作成申請兼誓約書」に変更が必要な場合のみ、提出する事。

(2) 団体登録料の払込

年度初回大会の申込み前に 2,000 円を**本連盟入金口座**に払込む事。

第2条 中途加盟

第1条(1)・(2) の手続きにより随時、加盟を可能とする。

第2章 会員登録

- 第3条 加盟団体は所属の会員(選手)<u>について年度初回大会の申込み前に次の登録手続きを</u>終えなければならない。また随時、会員登録の追加は可能とする。
 - (1) 日本バドミントン協会登録について

「団体作成申請兼誓約書」に記入される各団体管理者は、日本バドミントン協会ホームページの会員登録ページから、選手情報の入力、登録手続きを行う。

(2) 個人登録料の払込

日本バドミントン協会ホームページの会員登録手続きにより、下記の金額の合計 2,300 円を**日本バドミントン協会指定振込み先**に払込む事。

・日本バドミントン協会登録費	300 円
長野県バドミントン協会登録料	500 円

- ・日本小学生バドミントン連盟登録費 500円
- ・日小連および北信越小連分担金、強化費に充当 1,000円

第3章 会員の異動、大会参加の認可

第4条 会員の異動

登録された選手の所属団体については、遠距離転居、所属団体の解散等やむをえない場合を除いて、同一年度内における異動は認めない。なお、やむをえない場合であっても、予選会後のブロック大会・全国大会においての変更は認めないものとする。

第5条 大会参加の認可

第1条・第3条の手続きをしていない会員(選手)は、日本小学生バドミントン連盟 及び本連盟を含む加盟団体が主催・主管する大会に出場することができない。 また、大会申込受付後においても、本登録規程に違反する事項が判明した場合は

また、大会甲込受付後においても、本登録規程に違反する事項が判明した場合は 本連盟会長の決定により失格を含めて処置をとるものとする。

ただし、大会要項で登録を不問とする場合は適用外とする。

附則

(1)本規程は、平成29年6月1日から施行する。令和4年4月11日 改正令和5年4月14日 改定